



鳥取県公報

平成18年9月1日(金)
第7818号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任（2件）（625・626）（指導管理室）..... 1
	指定居宅サービス事業者の指定（627）（中部総合事務所福祉保健局）..... 2
	指定居宅サービス事業者の指定（628）（日野総合事務所福祉保健局）..... 2
	指定介護予防サービス事業者の指定（629）（＃）..... 3
	結核予防法による医療機関の指定の辞退（630）（倉吉保健所）..... 3
	特定計量器の定期検査の実施（631）（食の安全・くらしの安心推進課）..... 3
	サクラソウ保護管理事業計画の認定（632）（公園自然課）..... 4
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（633）（耕地課）..... 4
	土地改良法による換地処分（634）（＃）..... 5
	保安林の指定の解除予定（635）（森林保全課）..... 5
教委告示	定例教育委員会の招集（15）（教育総務課）..... 5
公 告	平成18年度後期技能検定の実施（労働雇用課）..... 6
調達公告	公募型プロポーザル方式による受注者の選定（管財課）.....10
正 誤	平成18年7月14日付鳥取県公報第7804号中訂正.....12

告 示

鳥取県告示第625号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成18年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委任させた事務
「とっとり女性の歴史 戦後からの歩み」販売代金の収納事務
- 2 委託を受けた出納員
鳥取県企画部男女共同参画推進課
課長補佐 山本 剛司
- 3 委任期間
平成18年9月3日から平成19年3月31日まで

鳥取県告示第626号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成18年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

第50回鳥取県美術展覧会の出品料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会博物館

課長補佐 川上 純江

主 事 信本 康江

3 委任期間

平成18年9月3日から同月6日まで

鳥取県告示第627号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月1日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町566	せいきょう倉吉診療所 ダイケアかがやき倉吉	倉吉市福庭町1-225	通所介護	平成18年9月1日

鳥取県告示第628号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月1日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
社会福祉法人日翔会	日野郡日野町根雨730	福祉用具貸与販売事業所あいご	日野郡日野町根雨730	福祉用具貸与、特定福祉	平成18年9月1日

理事長 湖山 泰成				用具販売	
--------------	--	--	--	------	--

鳥取県告示第629号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月1日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービス事業の種類	指定年月日
社会福祉法人日 翔会 理事長 湖山 泰成	日野郡日野町根雨 730	福祉用具貸与販 売事業所あいご	日野郡日野町根雨 730	介護予防福祉 用具貸与、特 定介護予防福 祉用具販売	平成18年9月1日

鳥取県告示第630号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月1日

鳥取県倉吉保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	辞退年月日
徳岡外科医院	倉吉市八屋177 - 3	平成18年8月31日

鳥取県告示第631号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成18年10月2日（月）	午後1時から 午後3時まで	米子市旗ヶ崎七丁目17 - 30 米子市住吉公民館

"	平成18年10月3日(火)	午前10時から 午後3時まで	米子市博労町四丁目364 米子市啓成公民館
"	平成18年10月6日(金)	午後1時から 午後3時まで	米子市東福原八丁目24-31 米子市勤労青少年ホーム
"	平成18年10月12日(木)	"	米子市大谷町1-1 米子市就将公民館
"	平成18年10月13日(金)	午前10時から 午後3時まで	米子市立町四丁目105-23 米子市義方公民館
"	平成18年10月26日(木)	午後1時から 午後3時まで	米子市夜見町3001-6 鳥取県計量センター米子検査場
"	平成18年11月1日(水)から同月30日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課計量担当

鳥取県告示第632号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例(平成13年鳥取県条例第51号)第25条第2項の規定に基づき、県以外の者が行う保護管理事業について、その事業計画が鳥取県サクラソウ保護管理事業計画に適合していると認定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保護管理事業を行う者の住所及び氏名

日野郡日南町福塚992

福栄さくらそうを守る会 会長 棚木 建明

2 保護管理事業の内容

サクラソウ自生地の生育環境の維持管理を図るため、当該地及び周辺の草刈等を行う。

3 認定年月日 平成18年8月24日

鳥取県告示第633号

智頭町が行う土地改良事業に係る五月田地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成18年9月1日から同月21日まで

3 縦覧に供する場所

智頭町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る船郡地区（見槻1工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第635号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市富海字赤岩945の7、945の12、945の13

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第15号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成18年9月1日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 日時 平成18年9月5日（火）午前10時～

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

（1） 県立学校における教科用図書採択について

（2） その他

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定に基づき、平成18年度後期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成18年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

（1）特級

金属熱処理
機械加工
放電加工
金属プレス加工
めっき
仕上げ
機械検査
機械保全
電子機器組立て
電気機器組立て
空気圧装置組立て
建設機械整備
紳士服製造
プラスチック成形

（2）1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
ロープ加工（ロープ加工作業）
機械検査（機械検査作業）
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）
電気機器組立て（シーケンス制御作業）
半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
農業機械整備（農業機械整備作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）
紳士服製造（紳士既製服型紙製作作業、紳士既製服縫製作業）
和裁（和服製作作業）
石材施工（石材加工作業、石積み作業）
パン製造（パン製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業、プラント配管作業）

型枠施工（型枠工事作業）

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシート
トーチ工法防水工事作業）

ガラス施工（ガラス工事作業）

テクニカルイラストレーション（立体図作成作業）

機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）

印章彫刻（木口彫刻作業）

塗装（鋼橋塗装作業）

（3） 3級

機械検査（機械検査作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業）

冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）

和裁（和服製作作業）

建築大工（大工工事作業）

配管（建築配管作業、プラント配管作業）

テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション作業）

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

（4） 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

（1） 実技試験

ア 実施期日

平成18年11月24日（金）から平成19年2月18日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会
が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成18年11月17日（金）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、
受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

（2） 学科試験

ア 実施期日

（ア） 特級

平成19年2月4日（日）

（イ） 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、配管、 型枠施工、鉄筋施工及びガラス施工	平成19年1月28日（日）
さく井、ローブ加工、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空調和	平成19年2月4日（日）

機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート 圧送施工、防水施工、機械・プラント製図、印章彫刻及び塗装	
機械保全、半導体製品製造、和裁及びテクニカルイラストレーション	平成19年2月11日(日)

(ウ) 3級

職 種	実 施 期 日
機械検査、電気機器組立て及び配管	平成19年1月28日(日)
冷凍空気調和機器施工、建築大工及び機械・プラント製図	平成19年2月4日(日)
和裁及びテクニカルイラストレーション	平成19年2月11日(日)

(エ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
樹脂接着剤注入施工	平成19年2月4日(日)
電子回路接続	平成19年2月11日(日)

イ 実施場所

(ア) 平成19年1月28日(日)に試験を実施する職種

独立行政法人雇用・能力開発機構鳥取職業能力開発促進センター 鳥取市若葉台南七丁目1-11
鳥取県立倉吉体育文化会館 倉吉市山根529-2

独立行政法人雇用・能力開発機構米子職業能力開発促進センター 米子市古豊千520

(イ) 平成19年2月4日(日)に試験を実施する職種

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

独立行政法人雇用・能力開発機構米子職業能力開発促進センター 米子市古豊千520

(ウ) 平成19年2月11日(日)に試験を実施する職種

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

独立行政法人雇用・能力開発機構米子職業能力開発促進センター 米子市古豊千520

4 手数料

(1) 実技試験

ア 特級

15,700円

イ 1級及び2級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000円
和裁、テクニカルイラストレーション及び機械・プラント製図	11,500円

ウ 3級

職 種	手 数 料	
	在 校 生	在校生以外
電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、建築大工及び配管	10,500円	15,700円
機械検査	8,700円	13,000円
和裁、テクニカルイラストレーション及び機械・プラント製図	7,700円	11,500円

エ 単一等級

15,700円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680 - 0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857 - 22 - 3494

(3) 受付期間

平成18年9月25日 (月) から同年10月6日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便 (以下「信書便」という。) による送達による場合は、平成18年10月6日 (金) までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り、受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会にて配布する。

イ 申請書を郵送又は信書便による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種 (指定試験機関が実施する職種を除く。) についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成19年3月13日 (火) に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受検番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県ホームページ (とりネット) に掲載する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成19年3月13日 (火) 付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会 (電話0857 - 22 - 3494) 又は鳥取県商工労働部労働雇用課 (電話0857 - 26 - 7222) に問い合わせること。

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成18年9月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務及び工事の概要

(1) 業務名及び工事名

鳥取県中小家畜試験場尿污水处理施設新築に係る実施設計業務及び新築工事

(2) 履行場所

鳥取県西伯郡南部町北方

(3) 業務及び工事の内容

ア 尿污水处理施設新築に係る実施設計及び事前調査等その関連業務

イ 尿污水处理施設新築工事及びその関連業務

なお、詳細については、6(2)により交付する鳥取県中小家畜試験場尿污水处理施設新築工事公募型プロポーザル参加表明書説明書(以下「説明書」という。)による。

(4) 履行期限

ア 実施設計業務

契約日の翌日から平成18年12月22日まで

イ 工期

実施設計業務の履行の日から平成19年3月26日まで

(5) 事業費

50,800千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件公告の日から参加表明書の提出期限の日までの期間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく管工事業における一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者

エ 次に掲げる基準のすべてを満たしていること。

(ア) 本件実施設計業務の実施期間中、管理技術者及び担当技術者として配置できる者を有すること。

(イ) 本件工事の実施期間中、建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置し、技術的な管理を行わせることができること。

(ウ) 平成8年度以降に家畜污水处理施設的设计業務を履行した実績があること。

(エ) 平成8年度以降に本件実施設計業務において提案する処理方式の家畜污水处理施設工事の実績があること。

(オ) この公募型プロポーザルにおいて共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ア 共同企業体が2者により自主的に構成されたものであること。
- イ 構成員のうち1者は平成18年度鳥取県告示第432号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加するものに必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、管工事に係るものを有すること。
- ウ 出資比率の大きい者が代表者であること。なお代表者の出資比率は、50パーセントを超えていなければならないこと。
- エ 他の構成員の出資比率は、30パーセント以上でなければならないこと。
- オ すべての構成員が(1)のアからウまでに掲げる要件のすべてを満たしていること。
- カ 代表者が、(1)のエに掲げる基準のすべてを満たしていること。
- キ 各構成員が、この公募型プロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員でないこと。
- ク 技術提案書提出までに共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 参加表明書の審査

技術提案書を提出することができる者（以下「技術提案予定者」という。）は、学識経験者、県職員で構成する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の評価を勘案して、鳥取県総務部指名審査委員会運営要綱（平成15年7月1日付）により設置された指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、参加表明書を提出した者の中から、次に掲げる事項を審査して選定する。

- (1) 設計部門の実力
- (2) 設計担当チームの能力
- (3) 施工部門の実力
- (4) 施工担当チームの能力
- (5) 家畜污水处理施設の実績に対する評価

4 技術提案書の評価

技術提案書の評価は、選定委員会において、次に掲げる事項について行う。

- (1) 実施設計業務の実施方針並びに提案の適確性及び実現性
- (2) 実施設計業務において配置する管理技術者及び担当技術者の資格、経験、家畜污水处理施設設計実績
- (3) 工事において配置する主任技術者の資格、経験及び家畜污水处理施設工事实績
- (4) 提案内容に対する総合評価
 - ア 尿污水处理施設の技術的完成度（処理性能、施工性、維持管理性、信頼性及び操作性）
 - イ 経済性（建設費及び維持管理費）

5 最優秀提案者の選定

最優秀提案者の選定は、審査委員会、選定委員会による技術提案書の評価を勘案して行う。

なお、最優秀提案者以外の者についても、評価の優れた順に順位付けを行う。

6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課営繕室（鳥取県庁県議会棟1階）

電話 0857 - 26 - 7014

- (2) 説明書等の交付

説明書及び参加表明書作成要領は、平成18年9月1日（金）から同月15日（金）までにインターネットの鳥取県発注工事等の情報公開のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp/>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

- ア 交付期間

平成18年9月1日（金）から同月15日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

- イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 質問書の受付

この公告による選定について質問がある場合は、説明書に基づき質問書を作成し(1)の場所に提出すること。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、説明書及び参加表明書作成要領に基づき参加表明書を作成し、持参、郵送又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。)により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとし、平成18年9月15日(金)午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

イ 提出先

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

(5) 鳥取県中小家畜試験場尿汚水処理施設新築工事に係る公募型プロポーザル技術提案書作成要領(以下「技術提案書作成要領」という。)の交付

技術提案書作成要領は、平成18年9月下旬開催予定の指名審査委員会において技術提案予定者に選定された者に対して交付するものとする。なお、交付の期間及び場所については、技術提案予定者に別途通知するところによる。

(6) 技術提案書の提出

ア 提出方法

技術提案書の提出者として選定された者は、技術提案書作成要領に基づき技術提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

技術提案書の提出者に選定された者に別途通知するところによる。

7 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により順位づけられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

8 その他

詳細は、説明書及び参加表明書作成要領による。

正 誤

平成18年7月14日付鳥取県公報第7804号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

誤	11 業務遂行体制、稼働実績及びシステム開発に当たっての病院職員の意見反映に関する考え方	(1) 開発体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・開発支援に係る人員が十分に確保されていること。 ・同種・同規模の病院に対する過去5年の導入実績を有していること。 ・総括責任者及び担当職員の同種業務における実績及びスキル ・開発開始から安定稼働までのスケジュールが明示されていること。 	40
		(2) 明確なスケジュール提案		

正	11 業務遂行体制、稼働実績及びシステム開発に当たっての病院職員の意見反映に関する考え方	(1) 開発体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・開発支援に係る人員が十分に確保されていること。 ・同種・同規模の病院に対する過去5年の導入実績を有していること。 ・総括責任者及び担当職員の同種業務における実績及びスキル ・開発開始から安定稼働までのスケジュールが明示されていること。 	40
		(2) 明確なスケジュール提案		
		病院職員の意見反映	<ul style="list-style-type: none"> ・開発に当たり病院との協議・意見交換等の実施計画を有すること。 	30

